

手数料一覧

条例名	項目			現行料金	新料金	(改定額)	改定率		
旭川市手数料条例	証明手数料	固定資産税の賦課に関するもの（年度別、土地 1 筆、家屋 1 棟、償却資産 1 資産ごとに）			400円	400円	(0円)	1.00倍	
		固定資産税以外の市税の賦課に関するもの（年度別、税目別）			300円	300円	(0円)	1.00倍	
		国民健康保険料の賦課に関するもの（年度別）			300円	300円	(0円)	1.00倍	
		市税の収納に関するもの（年度別、税目別）			300円	300円	(0円)	1.00倍	
		国民健康保険料の収納に関するもの（年度別）			300円	300円	(0円)	1.00倍	
		営業証明に関するもの			400円	400円	(0円)	1.00倍	
		身分に関するもの			350円	350円	(0円)	1.00倍	
		印鑑に関するもの			350円	350円	(0円)	1.00倍	
		住民票又は戸籍の附票に記載した事項に関するもの			350円	400円	(+ 50円)	1.14倍	
		建築申請に関するもの			520円	750円	(+ 230円)	1.44倍	
		家屋の新增改築又は滅失の証明に関するもの			500円	500円	(0円)	1.00倍	
		介護保険料に関するもの			300円	300円	(0円)	1.00倍	
		不在住又は不在籍の証明に関するもの			350円	450円	(+ 100円)	1.29倍	
		自動車の保管場所の使用承諾の証明に関するもの			310円	460円	(+ 150円)	1.48倍	
		その他のもの			200円	250円	(+ 50円)	1.25倍	
	閲覧手数料	複写を行うもの	行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類又は第81条第3項において準用する同法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面）（用紙の大きさがA 3 以下で、複写され、又は出力されたものに限る。）の交付	白黒	10円	10円	(0円)	1.00倍	
				カラー	20円	20円	(0円)	1.00倍	
			市税に係るもの			300円	300円	(0円)	1.00倍
			その他のもの			200円	250円	(+ 50円)	1.25倍
		閲覧を行うもの	市税に係るもの			300円	300円	(0円)	1.00倍
			地籍調査の成果に係るもの			310円	310円	(0円)	1.00倍
			その他のもの			300円	300円	(0円)	1.00倍
	その他の手数料	租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第 1 項の規定に基づく住宅用家屋証明申請手数料			1,300円	1,300円	(0円)	1.00倍	
		印鑑登録証の再交付			400円	400円	(0円)	1.00倍	
		住民票（除票を含む。）又は戸籍の附票（戸籍の附票の除票を含む。）の写しの交付			350円	350円	(0円)	1.00倍	
		住民票の写しの広域交付			350円	350円	(0円)	1.00倍	
		地積調査の成果等の写しの交付	用紙が A 3 以下		330円	330円	(0円)	1.00倍	
			用紙が A 3 超		1,380円	1,410円	(+ 30円)	1.02倍	

条例名	項目		現行料金	新料金（改定額）	改定率
	指定居宅サービス事業者 指定申請手数料	通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に係る指定	25,000円	25,800円（+ 800円）	1.03倍
		その他の居宅サービスに係る指定	20,000円	20,800円（+ 800円）	1.04倍
	指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料		10,000円	10,500円（+ 500円）	1.05倍
	指定地域密着型サービス 事業者指定申請手数料	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定	45,000円	46,000円（+ 1,000円）	1.02倍
		地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に係る指定	25,000円	25,800円（+ 800円）	1.03倍
	指定地域密着型サービス 事業者指定更新申請手数料	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の更新	25,000円	25,800円（+ 800円）	1.03倍
		地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に係る指定の更新	10,000円	10,500円（+ 500円）	1.05倍
	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料		20,000円	20,800円（+ 800円）	1.04倍
	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料		10,000円	10,500円（+ 500円）	1.05倍
	指定介護老人福祉施設指定申請手数料		45,000円	46,000円（+ 1,000円）	1.02倍
	指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料		25,000円	25,800円（+ 800円）	1.03倍
	介護老人保健施設開設許可申請手数料		70,200円	76,000円（+ 5,800円）	1.08倍
	介護老人保健施設変更許可申請手数料		38,500円	41,500円（+ 3,000円）	1.08倍
	介護老人保健施設開設許可更新申請手数料		25,000円	27,600円（+ 2,600円）	1.10倍
	介護医療院開設許可申請手数料		70,200円	76,000円（+ 5,800円）	1.08倍
	介護医療院変更許可申請手数料		38,500円	41,500円（+ 3,000円）	1.08倍
	介護医療院開設許可更新申請手数料		25,000円	27,600円（+ 2,600円）	1.10倍
	指定介護予防サービス事 業者指定申請手数料	介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定	25,000円	25,800円（+ 800円）	1.03倍
		その他の介護予防サービスに係る指定	20,000円	20,800円（+ 800円）	1.04倍
	指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料		10,000円	10,500円（+ 500円）	1.05倍
	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料		25,000円	25,800円（+ 800円）	1.03倍
	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料		10,000円	10,500円（+ 500円）	1.05倍
	指定介護予防支援事業者指定申請手数料		20,000円	20,800円（+ 800円）	1.04倍
	指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料		10,000円	10,500円（+ 500円）	1.05倍
	第 1 号事業指定事業者指 定申請手数料	第 1 号訪問事業に係る指定	20,000円	20,800円（+ 800円）	1.04倍
		第 1 号通所事業に係る指定	25,000円	25,800円（+ 800円）	1.03倍
	第 1 号事業指定事業者指定更新申請手数料		10,000円	10,500円（+ 500円）	1.05倍
	受胎調節実地指導員指定証交付手数料		4,570円	4,860円（+ 290円）	1.06倍
	受胎調節実地指導員標識交付手数料		3,610円	3,910円（+ 300円）	1.08倍
	受胎調節実地指導員指定証訂正手数料		2,950円	3,130円（+ 180円）	1.06倍
	受胎調節実地指導員指定証再交付手数料		3,290円	3,510円（+ 220円）	1.07倍

条例名	項目		現行料金	新料金（改定額）	改定率
	受胎調節実地指導員標識再交付手数料		2,850円	3,000円（+ 150円）	1.05倍
	犬の登録手数料		2,740円	2,890円（+ 150円）	1.05倍
	狂犬病予防注射済票交付手数料		750円	780円（+ 30円）	1.04倍
	犬の飼養管理手数料		820円	1,230円（+ 410円）	1.50倍
	犬の返還手数料		1,450円	2,170円（+ 720円）	1.50倍
	狂犬病予防注射手数料		2,990円	3,000円（+ 10円）	1.00倍
	犬の鑑札再交付手数料		1,320円	1,610円（+ 290円）	1.22倍
	狂犬病予防注射済票再交付手数料		420円	450円（+ 30円）	1.07倍
	病院開設許可手数料		43,400円	46,400円（+ 3,000円）	1.07倍
	病院検査手数料	一部変更に係る構造設備の検査	22,700円	24,300円（+ 1,600円）	1.07倍
		その他の検査	45,200円	48,600円（+ 3,400円）	1.08倍
	薬局開設許可申請手数料		29,000円	31,900円（+ 2,900円）	1.10倍
	薬局開設許可更新申請手数料		11,400円	12,600円（+ 1,200円）	1.11倍
	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料		7,150円	7,850円（+ 700円）	1.10倍
	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料		3,800円	4,310円（+ 510円）	1.13倍
	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料		11,200円	12,200円（+ 1,000円）	1.09倍
	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料		6,300円	6,850円（+ 550円）	1.09倍
	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料		100円	110円（+ 10円）	1.10倍
	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項の一部変更承認申請手数料		100円	110円（+ 10円）	1.10倍
	医薬品販売業許可申請手数料		29,000円	31,900円（+ 2,900円）	1.10倍
	医薬品販売業許可更新申請手数料		11,600円	12,600円（+ 1,000円）	1.09倍
	配置販売従事者身分証明書交付手数料		7,720円	8,370円（+ 650円）	1.08倍
	配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料		2,230円	2,550円（+ 320円）	1.14倍
	配置販売従事者身分証明書再交付手数料		3,330円	3,730円（+ 400円）	1.12倍
	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料		29,600円	31,900円（+ 2,300円）	1.08倍
	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料		11,600円	12,600円（+ 1,000円）	1.09倍
	薬局開設許可証等の書換え交付手数料		2,210円	2,520円（+ 310円）	1.14倍
	薬局開設許可証等の再交付手数料		3,250円	3,640円（+ 390円）	1.12倍
	薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証書換え交付手数料		2,210円	2,520円（+ 310円）	1.14倍
	薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証再交付手数料		3,250円	3,640円（+ 390円）	1.12倍
	特定毒物研究者許可申請手数料		5,410円	6,000円（+ 590円）	1.11倍
	登録票（飼養登録）交付等手数料		3,400円	3,660円（+ 260円）	1.08倍
	汚染土壌処理業許可申請手数料		208,000円	224,000円（+ 16,000円）	1.08倍
	汚染土壌処理業許可更新申請手数料		195,000円	209,000円（+ 14,000円）	1.07倍
	汚染土壌処理業変更許可申請手数料		191,000円	205,000円（+ 14,000円）	1.07倍
	汚染土壌処理業譲渡等承認申請手数料		104,000円	112,000円（+ 8,000円）	1.08倍

条例名		項目		現行料金	新料金（改定額）	改定率
		汚染土壌処理業合併等承認申請手数料		104,000円	112,000円（+ 8,000円）	1.08倍
		汚染土壌処理業相続承認申請手数料		104,000円	112,000円（+ 8,000円）	1.08倍
		引取業者登録等申請手数料		5,250円	5,250円（0円）	1.00倍
		フロン類回収業者登録等申請手数料		5,250円	5,250円（0円）	1.00倍
	サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請・更新手数料	住宅の戸数が10戸以内		22,900円	26,300円（+ 3,400円）	1.15倍
		11戸以上20戸以内		26,300円	30,100円（+ 3,800円）	1.14倍
		21戸以上30戸以内		29,800円	33,800円（+ 4,000円）	1.13倍
		31戸以上40戸以内		33,300円	37,500円（+ 4,200円）	1.13倍
		41戸以上50戸以内		36,800円	41,300円（+ 4,500円）	1.12倍
		51戸以上70戸以内		43,700円	48,700円（+ 5,000円）	1.11倍
		71戸以上100戸以内		54,200円	59,900円（+ 5,700円）	1.11倍
		101戸以上		64,600円	71,200円（+ 6,600円）	1.10倍
		加算	入居契約が賃貸借契約以外の契約である場合	3,470円	3,730円（+ 260円）	1.07倍
			高齢者の居住の安定確保に関する法律第 6 条第 1 項第12号の前払金を受領する場合	5,210円	5,600円（+ 390円）	1.07倍
			居住部分の床面積が18㎡以上25㎡未満の住宅がある場合又は共用部分に共同して利用するための台所、収納設備若しくは浴室を備えるものである場合	5,210円	5,600円（+ 390円）	1.07倍
	マンション管理計画認定申請・更新申請手数料	センターから基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合	長期修繕計画の数が 1	3,420円	3,610円（+ 190円）	1.06倍
			長期修繕計画の数が 2 以上の場合 1 ごとに加算する額	1,610円	1,710円（+ 100円）	1.06倍
		その他の場合	長期修繕計画の数が 1	26,880円	28,200円（+ 1,320円）	1.05倍
			長期修繕計画の数が 2 以上の場合 1 ごとに加算する額	17,030円	17,900円（+ 870円）	1.05倍
	マンション管理計画変更認定申請手数料	長期修繕計画の数が 1		13,440円	14,100円（+ 660円）	1.05倍
		長期修繕計画の数が 2 以上の場合 1 ごとに加算する額		8,510円	8,960円（+ 450円）	1.05倍
	開発行為許可申請手数料	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ha未満	8,320円	9,770円（+ 1,450円）	1.17倍
			0.1ha以上 0.3ha未満	20,100円	24,400円（+ 4,300円）	1.21倍
			0.3ha以上 0.6ha未満	38,900円	47,300円（+ 8,400円）	1.22倍
			0.6ha以上 1ha未満	76,700円	88,500円（+ 11,800円）	1.15倍
			1ha以上 3ha未満	115,000円	134,000円（+ 19,000円）	1.17倍
			3ha以上 6ha未満	156,000円	181,000円（+ 25,000円）	1.16倍
			6ha以上 10ha未満	196,000円	229,000円（+ 33,000円）	1.17倍
			10ha以上	270,000円	322,000円（+ 52,000円）	1.19倍

条例名	項目		現行料金	新料金（改定額）	改定率
	主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ha未満	12,200円	13,800円（+ 1,600円）	1.13倍
		0.1ha以上 0.3ha未満	28,200円	32,300円（+ 4,100円）	1.15倍
		0.3ha以上 0.6ha未満	58,800円	67,600円（+ 8,800円）	1.15倍
		0.6ha以上 1ha未満	108,000円	126,000円（+ 18,000円）	1.17倍
		1ha以上 3ha未満	177,000円	210,000円（+ 33,000円）	1.19倍
		3ha以上 6ha未満	253,000円	286,000円（+ 33,000円）	1.13倍
		6ha以上 10ha未満	317,000円	358,000円（+ 41,000円）	1.13倍
		10ha以上	435,000円	496,000円（+ 61,000円）	1.14倍
	その他の開発行為	開発区域の面積が0.1ha未満	76,300円	91,300円（+ 15,000円）	1.20倍
		0.1ha以上 0.3ha未満	124,000円	140,000円（+ 16,000円）	1.13倍
		0.3ha以上 0.6ha未満	182,000円	207,000円（+ 25,000円）	1.14倍
		0.6ha以上 1ha未満	238,000円	271,000円（+ 33,000円）	1.14倍
		1ha以上 3ha未満	363,000円	411,000円（+ 48,000円）	1.13倍
		3ha以上 6ha未満	485,000円	548,000円（+ 63,000円）	1.13倍
		6ha以上 10ha未満	610,000円	693,000円（+ 83,000円）	1.14倍
		10ha以上	806,000円	916,000円（+ 110,000円）	1.14倍
	開発行為変更許可申請手数料	1 開発行為に関する設計の変更（2のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（2に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前項の開発行為許可申請手数料の額に10分の1を乗じて得た額		変更なし	－
		2 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される区域の面積に応じ前項の開発行為許可申請手数料の額		変更なし	－
		3 その他の変更	9,220円	11,000円（+ 1,780円）	1.19倍
	市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料		41,900円	50,400円（+ 8,500円）	1.20倍
	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		23,500円	27,900円（+ 4,400円）	1.19倍
	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積が0.1ha未満	6,120円	6,660円（+ 540円）	1.09倍
		0.1ha以上 0.3ha未満	18,000円	19,300円（+ 1,300円）	1.07倍
		0.3ha以上 0.6ha未満	37,700円	40,300円（+ 2,600円）	1.07倍
		0.6ha以上 1ha未満	64,900円	69,300円（+ 4,400円）	1.07倍
		1ha以上	89,700円	95,800円（+ 6,100円）	1.07倍
	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	自己の居住又は自己の業務1ha未満	1,570円	1,880円（+ 310円）	1.20倍
		自己の業務1ha以上	2,440円	2,940円（+ 500円）	1.20倍
		その他	15,600円	18,600円（+ 3,000円）	1.19倍
	開発登録簿の写しの交付手数料		410円	500円（+ 90円）	1.22倍

条例名		項目	現行料金	新料金 (改定額)	改定率
	宅地造成及び特定盛土等 工事許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が500㎡以内	15,600円	15,600円 (0円)	1.00倍
		500㎡超 1,000㎡以内	23,500円	23,500円 (0円)	1.00倍
		1,000㎡超 2,000㎡以内	34,700円	34,700円 (0円)	1.00倍
		2,000㎡超 3,000㎡以内	46,200円	46,200円 (0円)	1.00倍
		3,000㎡超 5,000㎡以内	56,400円	56,400円 (0円)	1.00倍
		5,000㎡超 10,000㎡以内	77,100円	77,100円 (0円)	1.00倍
		10,000㎡超 20,000㎡以内	121,000円	121,000円 (0円)	1.00倍
		20,000㎡超 40,000㎡以内	193,000円	193,000円 (0円)	1.00倍
		40,000㎡超 70,000㎡以内	297,000円	297,000円 (0円)	1.00倍
		70,000㎡超 100,000㎡以内	421,000円	421,000円 (0円)	1.00倍
		100,000㎡超	545,000円	545,000円 (0円)	1.00倍
	土石の堆積工事許可申請 手数料	土石の堆積をする土地の面積が500㎡以内	11,500円	11,500円 (0円)	1.00倍
		500㎡超 1,000㎡以内	14,300円	14,300円 (0円)	1.00倍
		1,000㎡超 2,000㎡以内	16,300円	16,300円 (0円)	1.00倍
		2,000㎡超 3,000㎡以内	18,900円	18,900円 (0円)	1.00倍
		3,000㎡超 5,000㎡以内	23,600円	23,600円 (0円)	1.00倍
		5,000㎡超 10,000㎡以内	28,400円	28,400円 (0円)	1.00倍
		10,000㎡超 20,000㎡以内	36,500円	36,500円 (0円)	1.00倍
		20,000㎡超 40,000㎡以内	41,300円	41,300円 (0円)	1.00倍
		40,000㎡超 70,000㎡以内	58,200円	58,200円 (0円)	1.00倍
		70,000㎡超 100,000㎡以内	89,100円	89,100円 (0円)	1.00倍
		100,000㎡超	121,000円	121,000円 (0円)	1.00倍
	宅地造成及び特定盛土等 工事変更許可申請手数料	1 切土又は盛土をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土又は盛土をする土地の面積との合計の面積に応じ前項の宅地造成工事許可申請手数料の額		変更なし	－
		2 その他の変更		12,100円	12,100円 (0円) 1.00倍
	土石の堆積工事変更許可 申請手数料	1 土石の堆積をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに土石の堆積をする土地の面積との合計の面積に応じ前項の土石の堆積に関する工事に係る工事許可申請手数料の額		変更なし	－
		2 その他の変更		9,000円	9,000円 (0円) 1.00倍
	優良宅地造成認定申請手数料		78,700円	96,300円 (+ 17,600円)	1.22倍
	建築物の確 認申請等手 数料	1 2に掲げる場合以外の場合	床面積の合計が30㎡以内	15,400円	15,400円 (0円) 1.00倍
			確認特例の場合	13,600円	13,600円 (0円) 1.00倍
			30㎡超 100㎡以内	23,800円	23,800円 (0円) 1.00倍
			確認特例の場合	19,500円	19,500円 (0円) 1.00倍
			100㎡超 200㎡以内	37,500円	37,500円 (0円) 1.00倍
			確認特例の場合	30,700円	30,700円 (0円) 1.00倍
			200㎡超 300㎡以内	50,900円	50,900円 (0円) 1.00倍
			300㎡超 500㎡以内	66,400円	66,400円 (0円) 1.00倍

条例名	項目				現行料金	新料金 (改定額)	改定率
			500㎡超 1,000㎡以内		80,700円	80,700円 (0円)	1.00倍
			1,000㎡超 2,000㎡以内		103,000円	103,000円 (0円)	1.00倍
			2,000㎡超 10,000㎡以内		256,000円	256,000円 (0円)	1.00倍
			10,000㎡超 50,000㎡以内		402,000円	402,000円 (0円)	1.00倍
			50,000㎡超		747,000円	747,000円 (0円)	1.00倍
		2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に規定する基準に適合する住宅の確認を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建ての住宅又は共同住宅等の用途に供する一の建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の場合		13,400円	13,400円 (0円)	1.00倍
			共同住宅等の用途に供する一の建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の場合	床面積の合計が300㎡以内	24,100円	24,100円 (0円)	1.00倍
				300㎡超 2,000㎡以内	38,100円	38,100円 (0円)	1.00倍
				2,000㎡超 5,000㎡以内	60,200円	60,200円 (0円)	1.00倍
				5,000㎡超	78,700円	78,700円 (0円)	1.00倍
	建築設備の確認申請等手数料		建築設備を設置する場合		17,700円	17,700円 (0円)	1.00倍
			確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合		10,900円	10,900円 (0円)	1.00倍
	工作物の確認申請等手数料		工作物を築造する場合		16,400円	16,400円 (0円)	1.00倍
			確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合		10,200円	10,200円 (0円)	1.00倍
	建築物の完了検査申請等手数料	1 2に掲げる場合以外の場合	床面積の合計が30㎡以内		15,900円	15,900円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合		14,700円	14,700円 (0円)	1.00倍
			検査の特例の建築物		13,800円	13,800円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合		12,800円	12,800円 (0円)	1.00倍
			30㎡超 100㎡以内		19,300円	19,300円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合		18,100円	18,100円 (0円)	1.00倍
			検査の特例の建築物		16,300円	16,300円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合		15,300円	15,300円 (0円)	1.00倍
			100㎡超 200㎡以内		26,200円	26,200円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合		22,100円	22,100円 (0円)	1.00倍
			検査の特例の建築物		21,900円	21,900円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合		19,100円	19,100円 (0円)	1.00倍
			200㎡超 300㎡以内		34,300円	34,300円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合		29,900円	29,900円 (0円)	1.00倍
			300㎡超 500㎡以内		38,900円	38,900円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合		34,300円	34,300円 (0円)	1.00倍
			500㎡超 1,000㎡以内		54,200円	54,200円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合		50,700円	50,700円 (0円)	1.00倍
			1,000㎡超 2,000㎡以内		72,200円	72,200円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合		64,400円	64,400円 (0円)	1.00倍
			2,000㎡超 10,000㎡以内		151,000円	151,000円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合		125,000円	125,000円 (0円)	1.00倍
			10,000㎡超 50,000㎡以内		237,000円	237,000円 (0円)	1.00倍

条例名	項目			現行料金	新料金	(改定額)	改定率
			中間検査合格証の交付を受けた場合	224,000円	224,000円	(0円)	1.00倍
			50,000㎡超	420,000円	420,000円	(0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合	397,000円	397,000円	(0円)	1.00倍
		2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第 1 項に規定する要確認特定建築行為又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項に規定する特定建築行為の完了検査を申請し、又は完了した旨を通知する場合	床面積の合計が300㎡以内	15,700円	15,700円	(0円)	1.00倍
			工場等の用途に供する一の建築物	3,920円	3,920円	(0円)	1.00倍
			300㎡超 1,000㎡以内	20,600円	20,600円	(0円)	1.00倍
			工場等の用途に供する一の建築物	5,110円	5,110円	(0円)	1.00倍
			1,000㎡超2,000㎡以内	26,100円	26,100円	(0円)	1.00倍
			工場等の用途に供する一の建築物	6,540円	6,540円	(0円)	1.00倍
			2,000㎡超5,000㎡以内	34,200円	34,200円	(0円)	1.00倍
			工場等の用途に供する一の建築物	8,530円	8,530円	(0円)	1.00倍
			5,000㎡超10,000㎡以内	39,800円	39,800円	(0円)	1.00倍
			工場等の用途に供する一の建築物	9,970円	9,970円	(0円)	1.00倍
			10,000㎡超25,000㎡以内	46,300円	46,300円	(0円)	1.00倍
			工場等の用途に供する一の建築物	11,500円	11,500円	(0円)	1.00倍
			25,000㎡超	51,600円	51,600円	(0円)	1.00倍
			工場等の用途に供する一の建築物	12,900円	12,900円	(0円)	1.00倍
			建設設備の完了検査申請等手数料			17,500円	17,500円
	工作物の完了検査申請等手数料			13,100円	13,100円	(0円)	1.00倍
	中間検査申請等手数料	床面積の合計が30㎡以内		13,700円	13,700円	(0円)	1.00倍
		30㎡超 100㎡以内		16,900円	16,900円	(0円)	1.00倍
		100㎡超 200㎡以内		20,000円	20,000円	(0円)	1.00倍
		200㎡超 300㎡以内		25,600円	25,600円	(0円)	1.00倍
		300㎡超 500㎡以内		29,900円	29,900円	(0円)	1.00倍
		500㎡超 1,000㎡以内		39,200円	39,200円	(0円)	1.00倍
		1,000㎡超 2,000㎡以内		50,700円	50,700円	(0円)	1.00倍
		2,000㎡超 10,000㎡以内		118,000円	118,000円	(0円)	1.00倍
		10,000㎡超 50,000㎡以内		181,000円	181,000円	(0円)	1.00倍
		50,000㎡超		351,000円	351,000円	(0円)	1.00倍
	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料			111,000円	119,000円	(+ 8,000円)	1.07倍
	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料			23,000円	24,000円	(+ 1,000円)	1.04倍
	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料			30,200円	31,700円	(+ 1,500円)	1.05倍
	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料			30,200円	31,700円	(+ 1,500円)	1.05倍
	公共歩廊等の道路内における建築許可申請手数料			146,000円	156,000円	(+ 10,000円)	1.07倍
	壁面線外における建築許可申請手数料			146,000円	156,000円	(+ 10,000円)	1.07倍

条例名	項目		現行料金	新料金（改定額）	改定率
	用途地域における建築等許可申請手数料	建築基準法第48条第16項第1号の規定に該当	45,400円	48,600円（+ 3,200円）	1.07倍
		建築基準法第48条第16項第2号の規定に該当	147,000円	158,000円（+ 11,000円）	1.07倍
		その他	166,000円	177,000円（+ 11,000円）	1.07倍
	特殊建築物等敷地許可申請手数料		146,000円	157,000円（+ 11,000円）	1.08倍
	建築物の容積率の特例認定申請手数料		24,500円	26,200円（+ 1,700円）	1.07倍
	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料		146,000円	156,000円（+ 10,000円）	1.07倍
	建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料		30,200円	31,700円（+ 1,500円）	1.05倍
	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		30,200円	32,000円（+ 1,800円）	1.06倍
	建築物の高さの特例認定申請手数料		24,500円	26,200円（+ 1,700円）	1.07倍
	建築物の高さの許可申請手数料		146,000円	156,000円（+ 10,000円）	1.07倍
	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料		146,000円	156,000円（+ 10,000円）	1.07倍
	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		24,500円	26,200円（+ 1,700円）	1.07倍
	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料		146,000円	156,000円（+ 10,000円）	1.07倍
	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料		146,000円	156,000円（+ 10,000円）	1.07倍
	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料		146,000円	156,000円（+ 10,000円）	1.07倍
	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料		146,000円	156,000円（+ 10,000円）	1.07倍
	仮設興行場等建築許可申請手数料		109,000円	117,000円（+ 8,000円）	1.07倍
	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料		160,000円	168,000円（+ 8,000円）	1.05倍
	一の敷地内にあるものとみなされる1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2の場合	71,500円	76,600円（+ 5,100円）	1.07倍
		建築物の数が3以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円（+ 2,000円）	1.08倍
	既存建築物を前提とした総合的設計による一の敷地内にあるものとみなされる建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1の場合	71,500円	76,600円（+ 5,100円）	1.07倍
		建築物の数が2以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円（+ 2,000円）	1.08倍
	一の敷地内にあるものとみなされる1又は2以上の建築物の特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2の場合	145,000円	156,000円（+ 11,000円）	1.08倍
		建築物の数が3以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円（+ 2,000円）	1.08倍
	既存建築物を前提とした総合的設計による一の敷地内にあるものとみなされる建築物の特例許可申請手数料	建築物の数が1場合	145,000円	156,000円（+ 11,000円）	1.08倍
		建築物の数が2以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円（+ 2,000円）	1.08倍
	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物の数が1の場合	71,500円	76,600円（+ 5,100円）	1.07倍
		建築物の数が2以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円（+ 2,000円）	1.08倍
	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	建築物の数が1の場合	145,000円	156,000円（+ 11,000円）	1.08倍
		建築物の数が2以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円（+ 2,000円）	1.08倍
	公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	建築物の数が1の場合	145,000円	156,000円（+ 11,000円）	1.08倍
		建築物の数が2以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円（+ 2,000円）	1.08倍
	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料		6,370円	6,850円（+ 480円）	1.08倍
		現に存する建築物の数ごとに加算する額	11,000円	11,800円（+ 800円）	1.07倍

条例名		項目		現行料金	新料金（改定額）	改定率	
		全体計画認定申請手数料		24,500円	26,200円（+ 1,700円）	1.07倍	
		全体計画変更認定申請手数料		24,500円	26,200円（+ 1,700円）	1.07倍	
		興行場等の使用許可申請手数料		109,000円	117,000円（+ 8,000円）	1.07倍	
		特別興行場等の使用許可申請手数料		158,000円	168,000円（+ 10,000円）	1.06倍	
		建築物の移転に関する制限等の適用除外に係る認定申請手数料		27,200円	29,300円（+ 2,100円）	1.08倍	
		適合通知に係る申出に対する審査手数料		建築物の確認申請等手数料の項の規定により算定した額		変更なし	
		長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	住宅の新築に係るもの	住宅の戸数が1戸	53,900円	57,100円（+ 3,200円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	17,300円	18,400円（+ 1,100円）	1.06倍
				2戸以上5戸以内	111,000円	118,000円（+ 7,000円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	26,200円	27,800円（+ 1,600円）	1.06倍
				6戸以上10戸以内	173,000円	183,000円（+ 10,000円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	40,700円	43,100円（+ 2,400円）	1.06倍
				11戸以上30戸以内	352,000円	373,000円（+ 21,000円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	67,000円	71,000円（+ 4,000円）	1.06倍
				31戸以上50戸以内	647,000円	685,000円（+ 38,000円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	104,000円	111,000円（+ 7,000円）	1.07倍
				51戸以上100戸以内	1,118,000円	1,184,000円（+ 66,000円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	157,000円	166,000円（+ 9,000円）	1.06倍
				101戸以上200戸以内	2,090,000円	2,213,000円（+ 123,000円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	262,000円	278,000円（+ 16,000円）	1.06倍
				201戸以上300戸以内	2,971,000円	3,145,000円（+ 174,000円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	320,000円	340,000円（+ 20,000円）	1.06倍
				301戸以上	3,650,000円	3,866,000円（+ 216,000円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	361,000円	383,000円（+ 22,000円）	1.06倍
			住宅の増築若しくは改築に係るもの又は長期優良住宅維持保全計画	住宅の戸数が1戸	84,200円	89,300円（+ 5,100円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	27,700円	29,300円（+ 1,600円）	1.06倍
				2戸以上5戸以内	172,000円	182,000円（+ 10,000円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	42,100円	44,600円（+ 2,500円）	1.06倍
				6戸以上10戸以内	265,000円	281,000円（+ 16,000円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	66,000円	70,000円（+ 4,000円）	1.06倍
				11戸以上30戸以内	538,000円	569,000円（+ 31,000円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	109,000円	115,000円（+ 6,000円）	1.06倍
				31戸以上50戸以内	985,000円	1,044,000円（+ 59,000円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	171,000円	181,000円（+ 10,000円）	1.06倍
				51戸以上100戸以内	1,699,000円	1,800,000円（+ 101,000円）	1.06倍
				確認書等の交付を受けた場合	256,000円	272,000円（+ 16,000円）	1.06倍
		101戸以上200戸以内	3,169,000円	3,356,000円（+ 187,000円）	1.06倍		

条例名	項目			現行料金	新料金（改定額）	改定率
			確認書等の交付を受けた場合	428,000円	454,000円（+ 26,000円）	1.06倍
			201戸以上300戸以内	4,504,000円	4,771,000円（+ 267,000円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	523,000円	554,000円（+ 31,000円）	1.06倍
			301戸以上	5,521,000円	5,848,000円（+ 327,000円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	590,000円	625,000円（+ 35,000円）	1.06倍
	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に係る住宅の建築に関する工事の着手予定時期若しくは完了予定時期又は譲受人の決定若しくは管理者等の選任の予定時期についてのみ変更する		960円	1,170円（+ 210円）	1.22倍
		住宅の新築に係るもの	住宅の戸数が1戸	29,300円	31,100円（+ 1,800円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	11,100円	11,800円（+ 700円）	1.06倍
			2戸以上5戸以内	60,900円	64,500円（+ 3,600円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	18,100円	19,200円（+ 1,100円）	1.06倍
			6戸以上10戸以内	95,700円	101,000円（+ 5,300円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	29,400円	31,200円（+ 1,800円）	1.06倍
			11戸以上30戸以内	189,000円	200,000円（+ 11,000円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	46,500円	49,400円（+ 2,900円）	1.06倍
			31戸以上50戸以内	348,000円	368,000円（+ 20,000円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	77,000円	81,700円（+ 4,700円）	1.06倍
			51戸以上100戸以内	601,000円	637,000円（+ 36,000円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	121,000円	128,000円（+ 7,000円）	1.06倍
			101戸以上200戸以内	1,115,000円	1,181,000円（+ 66,000円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	202,000円	214,000円（+ 12,000円）	1.06倍
			201戸以上300戸以内	1,573,000円	1,666,000円（+ 93,000円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	247,000円	261,000円（+ 14,000円）	1.06倍
			301戸以上	1,917,000円	2,031,000円（+ 114,000円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	272,000円	289,000円（+ 17,000円）	1.06倍
		住宅の増築若しくは改築に係るもの又は長期優良住宅維持保全計画	住宅の戸数が1戸	45,800円	48,600円（+ 2,800円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	17,500円	18,600円（+ 1,100円）	1.06倍
			2戸以上5戸以内	94,000円	99,600円（+ 5,600円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	28,700円	30,500円（+ 1,800円）	1.06倍
			6戸以上10戸以内	146,000円	155,000円（+ 9,000円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	46,700円	49,600円（+ 2,900円）	1.06倍
			11戸以上30戸以内	288,000円	306,000円（+ 18,000円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	74,500円	79,000円（+ 4,500円）	1.06倍
			31戸以上50戸以内	530,000円	561,000円（+ 31,000円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	122,000円	130,000円（+ 8,000円）	1.07倍
			51戸以上100戸以内	914,000円	968,000円（+ 54,000円）	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	192,000円	204,000円（+ 12,000円）	1.06倍

条例名	項目			現行料金	新料金 （改定額）	改定率		
			101戸以上200戸以内	1,691,000円	1,791,000円（+ 100,000円）	1.06倍		
			確認書等の交付を受けた場合	320,000円	340,000円（+ 20,000円）	1.06倍		
			201戸以上300戸以内	2,382,000円	2,524,000円（+ 142,000円）	1.06倍		
			確認書等の交付を受けた場合	392,000円	415,000円（+ 23,000円）	1.06倍		
			301戸以上	2,899,000円	3,071,000円（+ 172,000円）	1.06倍		
			確認書等の交付を受けた場合	434,000円	460,000円（+ 26,000円）	1.06倍		
	譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料			1,720円	1,880円（+ 160円）	1.09倍		
	長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料			1,700円	1,880円（+ 180円）	1.11倍		
	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料			147,000円	155,000円（+ 8,000円）	1.05倍		
	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合		住宅の戸数が1戸	35,000円	37,600円（+ 2,600円）	1.07倍	
				適合証の交付を受けた場合	5,610円	6,100円（+ 490円）	1.09倍	
				誘導仕様基準	17,400円	18,400円（+ 1,000円）	1.06倍	
				適合証の交付を受けた場合	5,610円	6,100円（+ 490円）	1.09倍	
		共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合		住宅の戸数が2戸以上 5戸以内	64,100円	68,900円（+ 4,800円）	1.07倍	
				適合証の交付を受けた場合	9,670円	10,500円（+ 830円）	1.09倍	
				6戸以上 10戸以内	90,100円	96,900円（+ 6,800円）	1.08倍	
				適合証の交付を受けた場合	15,900円	17,300円（+ 1,400円）	1.09倍	
				11戸以上 25戸以内	126,000円	136,000円（+ 10,000円）	1.08倍	
				適合証の交付を受けた場合	26,000円	28,300円（+ 2,300円）	1.09倍	
				26戸以上 50戸以内	181,000円	195,000円（+ 14,000円）	1.08倍	
				適合証の交付を受けた場合	42,700円	46,300円（+ 3,600円）	1.08倍	
				51戸以上 100戸以内	259,000円	278,000円（+ 19,000円）	1.07倍	
				適合証の交付を受けた場合	74,800円	81,200円（+ 6,400円）	1.09倍	
				101戸以上 200戸以内	349,000円	375,000円（+ 26,000円）	1.07倍	
				適合証の交付を受けた場合	116,000円	126,000円（+ 10,000円）	1.09倍	
				201戸以上 300戸以内	459,000円	493,000円（+ 34,000円）	1.07倍	
				適合証の交付を受けた場合	147,000円	160,000円（+ 13,000円）	1.09倍	
301戸以上				540,000円	581,000円（+ 41,000円）	1.08倍		
適合証の交付を受けた場合				159,000円	172,000円（+ 13,000円）	1.08倍		
住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額					床面積が300㎡以内	102,000円	109,000円（+ 7,000円）	1.07倍
					適合証の交付を受けた場合	10,700円	11,700円（+ 1,000円）	1.09倍
		300㎡超 2,000㎡以内	168,000円		180,000円（+ 12,000円）	1.07倍		
		適合証の交付を受けた場合	27,300円		29,600円（+ 2,300円）	1.08倍		
		2,000㎡超 5,000㎡以内	258,000円		278,000円（+ 20,000円）	1.08倍		
		適合証の交付を受けた場合	74,800円		81,300円（+ 6,500円）	1.09倍		
	5,000㎡超 10,000㎡以内	330,000円	355,000円（+ 25,000円）		1.08倍			
	適合証の交付を受けた場合	116,000円	126,000円（+ 10,000円）		1.09倍			
10,000㎡超 25,000㎡以内			394,000円	424,000円（+ 30,000円）	1.08倍			

条例名	項目				現行料金	新料金（改定額）	改定率	
				適合証の交付を受けた場合	146,000円	158,000円（+ 12,000円）	1.08倍	
				25,000㎡超	458,000円	492,000円（+ 34,000円）	1.07倍	
				適合証の交付を受けた場合	181,000円	197,000円（+ 16,000円）	1.09倍	
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上 5戸以内	30,700円	32,500円（+ 1,800円）	1.06倍	
				適合証の交付を受けた場合	9,670円	10,500円（+ 830円）	1.09倍	
				6戸以上 10戸以内	44,300円	47,000円（+ 2,700円）	1.06倍	
				適合証の交付を受けた場合	15,900円	17,300円（+ 1,400円）	1.09倍	
				11戸以上 25戸以内	63,400円	67,300円（+ 3,900円）	1.06倍	
				適合証の交付を受けた場合	26,000円	28,300円（+ 2,300円）	1.09倍	
				26戸以上 50戸以内	95,400円	101,000円（+ 5,600円）	1.06倍	
				適合証の交付を受けた場合	42,700円	46,300円（+ 3,600円）	1.08倍	
				51戸以上 100戸以内	143,000円	152,000円（+ 9,000円）	1.06倍	
				適合証の交付を受けた場合	74,800円	81,200円（+ 6,400円）	1.09倍	
				101戸以上 200戸以内	203,000円	216,000円（+ 13,000円）	1.06倍	
				適合証の交付を受けた場合	116,000円	126,000円（+ 10,000円）	1.09倍	
				201戸以上 300戸以内	263,000円	279,000円（+ 16,000円）	1.06倍	
				適合証の交付を受けた場合	147,000円	160,000円（+ 13,000円）	1.09倍	
				301戸以上	300,000円	319,000円（+ 19,000円）	1.06倍	
				適合証の交付を受けた場合	159,000円	172,000円（+ 13,000円）	1.08倍	
				住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額	床面積が300㎡以内	44,900円	47,600円（+ 2,700円）	1.06倍
					適合証の交付を受けた場合	10,700円	11,700円（+ 1,000円）	1.09倍
			300㎡超 2,000㎡以内		81,900円	86,900円（+ 5,000円）	1.06倍	
			適合証の交付を受けた場合		27,300円	29,600円（+ 2,300円）	1.08倍	
			2,000㎡超 5,000㎡以内		147,000円	156,000円（+ 9,000円）	1.06倍	
			適合証の交付を受けた場合		74,800円	81,300円（+ 6,500円）	1.09倍	
			5,000㎡超 10,000㎡以内		201,000円	213,000円（+ 12,000円）	1.06倍	
			適合証の交付を受けた場合		116,000円	126,000円（+ 10,000円）	1.09倍	
			10,000㎡超 25,000㎡以内		244,000円	259,000円（+ 15,000円）	1.06倍	
			適合証の交付を受けた場合		146,000円	158,000円（+ 12,000円）	1.08倍	
			25,000㎡超	292,000円	310,000円（+ 18,000円）	1.06倍		
			適合証の交付を受けた場合	181,000円	197,000円（+ 16,000円）	1.09倍		
		住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ及び都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	227,000円	244,000円（+ 17,000円）	1.07倍		
			適合証の交付を受けた場合	14,200円	15,200円（+ 1,000円）	1.07倍		
			300㎡超 1,000㎡以内	283,000円	303,000円（+ 20,000円）	1.07倍		
			適合証の交付を受けた場合	21,700円	23,300円（+ 1,600円）	1.07倍		
			1,000㎡超 2,000㎡以内	361,000円	388,000円（+ 27,000円）	1.07倍		
			適合証の交付を受けた場合	32,700円	35,100円（+ 2,400円）	1.07倍		
			2,000㎡超 5,000㎡以内	511,000円	549,000円（+ 38,000円）	1.07倍		

条例名	項目			現行料金	新料金（改定額）	改定率	
			適合証の交付を受けた場合	81,900円	88,000円（+ 6,100円）	1.07倍	
			5,000㎡超 10,000㎡以内	625,000円	671,000円（+ 46,000円）	1.07倍	
			適合証の交付を受けた場合	124,000円	133,000円（+ 9,000円）	1.07倍	
			10,000㎡超 25,000㎡以内	736,000円	791,000円（+ 55,000円）	1.07倍	
			適合証の交付を受けた場合	155,000円	167,000円（+ 12,000円）	1.08倍	
			25,000㎡超	838,000円	901,000円（+ 63,000円）	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	192,000円	206,000円（+ 14,000円）	1.07倍	
		住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口及び都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	89,000円	96,400円（+ 7,400円）	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	14,000円	15,200円（+ 1,200円）	1.09倍	
			300㎡超 1,000㎡以内	120,000円	128,000円（+ 8,000円）	1.07倍	
			適合証の交付を受けた場合	21,700円	23,300円（+ 1,600円）	1.07倍	
			1,000㎡超 2,000㎡以内	153,000円	166,000円（+ 13,000円）	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	32,400円	35,100円（+ 2,700円）	1.08倍	
			2,000㎡超 5,000㎡以内	240,000円	260,000円（+ 20,000円）	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	81,200円	88,000円（+ 6,800円）	1.08倍	
			5,000㎡超 10,000㎡以内	307,000円	333,000円（+ 26,000円）	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	123,000円	133,000円（+ 10,000円）	1.08倍	
			10,000㎡超 25,000㎡以内	367,000円	397,000円（+ 30,000円）	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	154,000円	167,000円（+ 13,000円）	1.08倍	
			25,000㎡超	428,000円	464,000円（+ 36,000円）	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	190,000円	206,000円（+ 16,000円）	1.08倍	
	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	認定を受けた低炭素建築物新築等計画に係る建築物に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期についてのみ変更する場合		950円	1,020円（+ 70円）	1.07倍	
		一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の変更の認定を申請する場合	住宅の戸数が1戸	19,500円	20,900円（+ 1,400円）	1.07倍	
			適合証の交付を受けた場合	4,830円	5,250円（+ 420円）	1.09倍	
			誘導仕様基準	10,700円	11,400円（+ 700円）	1.07倍	
			適合証の交付を受けた場合	4,830円	5,250円（+ 420円）	1.09倍	
		共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の変更の認定を申請する場合	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上 5戸以内	36,100円	38,800円（+ 2,700円）	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	8,890円	9,660円（+ 770円）	1.09倍
				6戸以上 10戸以内	52,000円	55,900円（+ 3,900円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	14,900円	16,200円（+ 1,300円）	1.09倍
				11戸以上 25戸以内	74,900円	80,500円（+ 5,600円）	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	24,600円	26,700円（+ 2,100円）	1.09倍
				26戸以上 50戸以内	110,000円	118,000円（+ 8,000円）	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	40,700円	44,200円（+ 3,500円）	1.09倍
				51戸以上 100戸以内	164,000円	176,000円（+ 12,000円）	1.07倍
		適合証の交付を受けた場合	72,100円	78,300円（+ 6,200円）	1.09倍		

条例名	項目				現行料金	新料金（改定額）	改定率
				101戸以上 200戸以内	230,000円	247,000円（+ 17,000円）	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	113,000円	123,000円（+ 10,000円）	1.09倍
				201戸以上 300戸以内	299,000円	321,000円（+ 22,000円）	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	143,000円	155,000円（+ 12,000円）	1.08倍
				301戸以上	344,000円	370,000円（+ 26,000円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	153,000円	166,000円（+ 13,000円）	1.08倍
			住戸以外の部分の床面積 の合計に応じ定める金額	床面積が300㎡以内	55,200円	59,300円（+ 4,100円）	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	9,470円	10,200円（+ 730円）	1.08倍
				300㎡超 2,000㎡以内	95,700円	102,000円（+ 6,300円）	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	25,200円	27,400円（+ 2,200円）	1.09倍
				2,000㎡超 5,000㎡以内	164,000円	176,000円（+ 12,000円）	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	72,200円	78,400円（+ 6,200円）	1.09倍
				5,000㎡超 10,000㎡以内	220,000円	236,000円（+ 16,000円）	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	113,000円	122,000円（+ 9,000円）	1.08倍
				10,000㎡超 25,000㎡以内	266,000円	286,000円（+ 20,000円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	142,000円	154,000円（+ 12,000円）	1.08倍
				25,000㎡超	316,000円	339,000円（+ 23,000円）	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	177,000円	193,000円（+ 16,000円）	1.09倍
		建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第 10条第2号イ(2)及びロ (2)に適合している共同住 宅等の用途に供する一の 建築物又は複合建築物 （住宅の戸数が1戸の ものを除く。）の住宅部分 の変更の認定を申請する 場合	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上 5戸以内	19,500円	20,600円（+ 1,100円）	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	8,890円	9,660円（+ 770円）	1.09倍
				6戸以上 10戸以内	29,200円	31,000円（+ 1,800円）	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	14,900円	16,200円（+ 1,300円）	1.09倍
				11戸以上 25戸以内	43,500円	46,200円（+ 2,700円）	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	24,600円	26,700円（+ 2,100円）	1.09倍
				26戸以上 50戸以内	67,500円	71,700円（+ 4,200円）	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	40,700円	44,200円（+ 3,500円）	1.09倍
				51戸以上 100戸以内	107,000円	114,000円（+ 7,000円）	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	72,100円	78,300円（+ 6,200円）	1.09倍
				101戸以上 200戸以内	158,000円	167,000円（+ 9,000円）	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	113,000円	123,000円（+ 10,000円）	1.09倍
				201戸以上 300戸以内	203,000円	215,000円（+ 12,000円）	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	143,000円	155,000円（+ 12,000円）	1.08倍
				301戸以上	226,000円	240,000円（+ 14,000円）	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	153,000円	166,000円（+ 13,000円）	1.08倍
			住戸以外の部分の床面積 の合計に応じ定める金額	床面積が300㎡以内	26,600円	28,200円（+ 1,600円）	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	9,470円	10,200円（+ 730円）	1.08倍
				300㎡超 2,000㎡以内	52,800円	56,000円（+ 3,200円）	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	25,200円	27,400円（+ 2,200円）	1.09倍

条例名	項目			現行料金	新料金（改定額）	改定率
			2,000㎡超 5,000㎡以内	109,000円	116,000円（+ 7,000円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	72,200円	78,400円（+ 6,200円）	1.09倍
			5,000㎡超 10,000㎡以内	156,000円	166,000円（+ 10,000円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	113,000円	122,000円（+ 9,000円）	1.08倍
			10,000㎡超 25,000㎡以内	193,000円	205,000円（+ 12,000円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	142,000円	154,000円（+ 12,000円）	1.08倍
			25,000㎡超	235,000円	249,000円（+ 14,000円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	177,000円	193,000円（+ 16,000円）	1.09倍
		住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イ及び都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項第１号の大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	117,000円	126,000円（+ 9,000円）	1.08倍
			適合証の交付を受けた場合	11,200円	12,000円（+ 800円）	1.07倍
			300㎡超 1,000㎡以内	148,000円	159,000円（+ 11,000円）	1.07倍
			適合証の交付を受けた場合	18,000円	19,300円（+ 1,300円）	1.07倍
			1,000㎡超 2,000㎡以内	192,000円	206,000円（+ 14,000円）	1.07倍
			適合証の交付を受けた場合	27,900円	30,000円（+ 2,100円）	1.08倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	290,000円	312,000円（+ 22,000円）	1.08倍
			適合証の交付を受けた場合	75,700円	81,400円（+ 5,700円）	1.08倍
	住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロ及び都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項第１号の大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合	5,000㎡超 10,000㎡以内	367,000円	395,000円（+ 28,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	117,000円	126,000円（+ 9,000円）	1.08倍	
		10,000㎡超 25,000㎡以内	437,000円	470,000円（+ 33,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	147,000円	158,000円（+ 11,000円）	1.07倍	
		25,000㎡超	506,000円	544,000円（+ 38,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	183,000円	196,000円（+ 13,000円）	1.07倍	
			床面積が300㎡以内	48,600円	52,600円（+ 4,000円）	1.08倍
			適合証の交付を受けた場合	11,100円	12,000円（+ 900円）	1.08倍
	300㎡超 1,000㎡以内		67,100円	71,900円（+ 4,800円）	1.07倍	
	適合証の交付を受けた場合		18,000円	19,300円（+ 1,300円）	1.07倍	
	1,000㎡超 2,000㎡以内		88,300円	95,600円（+ 7,300円）	1.08倍	
	適合証の交付を受けた場合		27,700円	30,000円（+ 2,300円）	1.08倍	
	2,000㎡超 5,000㎡以内		154,000円	167,000円（+ 13,000円）	1.08倍	
	適合証の交付を受けた場合		75,100円	81,400円（+ 6,300円）	1.08倍	
	5,000㎡超 10,000㎡以内		208,000円	225,000円（+ 17,000円）	1.08倍	
	適合証の交付を受けた場合		116,000円	126,000円（+ 10,000円）	1.09倍	
	10,000㎡超 25,000㎡以内		252,000円	273,000円（+ 21,000円）	1.08倍	
	適合証の交付を受けた場合		146,000円	158,000円（+ 12,000円）	1.08倍	
	25,000㎡超	300,000円	325,000円（+ 25,000円）	1.08倍		
	適合証の交付を受けた場合	181,000円	196,000円（+ 15,000円）	1.08倍		

条例名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建ての住宅の場合	床面積が200㎡以内	36,600円	36,600円 (0円)	1.00倍
			200㎡超	41,300円	41,300円 (0円)	1.00倍
		共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合	床面積が300㎡以内	71,000円	71,000円 (0円)	1.00倍
			300㎡超 2,000㎡以内	118,000円	118,000円 (0円)	1.00倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	200,000円	200,000円 (0円)	1.00倍
			5,000㎡超	286,000円	286,000円 (0円)	1.00倍
	2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建ての住宅の場合	床面積が200㎡以内	26,900円	26,900円 (0円)	1.00倍
			200㎡超	30,100円	30,100円 (0円)	1.00倍
		共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合	床面積が300㎡以内	52,000円	52,000円 (0円)	1.00倍
			300㎡超 2,000㎡以内	87,400円	87,400円 (0円)	1.00倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	151,000円	151,000円 (0円)	1.00倍
			5,000㎡超	219,000円	219,000円 (0円)	1.00倍
	3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合（工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定を申請し、又は計画を通知する場合を除く。）		床面積が300㎡以内	225,000円	231,000円 (+ 6,000円)	1.03倍
			300㎡超 1,000㎡以内	307,000円	313,000円 (+ 6,000円)	1.02倍
			1,000㎡超 2,000㎡以内	393,000円	404,000円 (+ 11,000円)	1.03倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	554,000円	569,000円 (+ 15,000円)	1.03倍
			5,000㎡超 10,000㎡以内	678,000円	696,000円 (+ 18,000円)	1.03倍
			10,000㎡超 25,000㎡以内	800,000円	821,000円 (+ 21,000円)	1.03倍
			25,000㎡超	909,000円	933,000円 (+ 24,000円)	1.03倍
	4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合（工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定を申請し、又は計画を通知する場合を除く。）		床面積が300㎡以内	85,400円	87,600円 (+ 2,200円)	1.03倍
			300㎡超 1,000㎡以内	116,000円	119,000円 (+ 3,000円)	1.03倍
			1,000㎡超 2,000㎡以内	152,000円	156,000円 (+ 4,000円)	1.03倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	240,000円	246,000円 (+ 6,000円)	1.03倍
			5,000㎡超 10,000㎡以内	310,000円	318,000円 (+ 8,000円)	1.03倍
			10,000㎡超 25,000㎡以内	371,000円	381,000円 (+ 10,000円)	1.03倍
			25,000㎡超	433,000円	445,000円 (+ 12,000円)	1.03倍
	5 3及び4に掲げる場合以外の住宅以外の用途に供する一の建築物について判定を申請し、又は計画を通知する場合		床面積が300㎡以内	10,700円	11,000円 (+ 300円)	1.03倍
			300㎡超 1,000㎡以内	18,900円	19,300円 (+ 400円)	1.02倍
			1,000㎡超 2,000㎡以内	30,500円	31,300円 (+ 800円)	1.03倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	91,100円	93,500円 (+ 2,400円)	1.03倍
			5,000㎡超 10,000㎡以内	144,000円	148,000円 (+ 4,000円)	1.03倍
			10,000㎡超 25,000㎡以内	182,000円	187,000円 (+ 5,000円)	1.03倍
			25,000㎡超	227,000円	233,000円 (+ 6,000円)	1.03倍

条例名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (変更)又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 に該当していることを証する書面の交付手数料	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨若しくは同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定若しくは変更後も同号イ(1)及びロ(1)に適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建ての住宅の場合	床面積が200㎡以内	20,500円	20,500円 (0円)	1.00倍
			200㎡超	22,800円	22,800円 (0円)	1.00倍
		共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合	床面積が300㎡以内	39,900円	39,900円 (0円)	1.00倍
			300㎡超 2,000㎡以内	68,600円	68,600円 (0円)	1.00倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	121,000円	121,000円 (0円)	1.00倍
			5,000㎡超	180,000円	180,000円 (0円)	1.00倍
	2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)若しくはイ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定若しくは変更後も同号イ(1)及びロ(2)若しくはイ(2)及びロ(1)に適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建ての住宅の場合	床面積が200㎡以内	15,600円	15,600円 (0円)	1.00倍
			200㎡超	17,200円	17,200円 (0円)	1.00倍
		共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合	床面積が300㎡以内	30,300円	30,300円 (0円)	1.00倍
			300㎡超 2,000㎡以内	53,000円	53,000円 (0円)	1.00倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	96,300円	96,300円 (0円)	1.00倍
			5,000㎡超	147,000円	147,000円 (0円)	1.00倍
	3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨若しくは同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定若しくは変更後も同号イに適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合(工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定若しくは書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合を除く。)		床面積が300㎡以内	117,000円	120,000円 (+ 3,000円)	1.03倍
			300㎡超 1,000㎡以内	161,000円	164,000円 (+ 3,000円)	1.02倍
			1,000㎡超 2,000㎡以内	208,000円	214,000円 (+ 6,000円)	1.03倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	313,000円	321,000円 (+ 8,000円)	1.03倍
			5,000㎡超 10,000㎡以内	396,000円	407,000円 (+ 11,000円)	1.03倍
			10,000㎡超 25,000㎡以内	472,000円	485,000円 (+ 13,000円)	1.03倍
			25,000㎡超	545,000円	560,000円 (+ 15,000円)	1.03倍
	4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定若しくは変更後も同号ロに適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合(工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定若しくは書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合を除く。)		床面積が300㎡以内	46,900円	48,200円 (+ 1,300円)	1.03倍
			300㎡超 1,000㎡以内	65,800円	67,200円 (+ 1,400円)	1.02倍
			1,000㎡超 2,000㎡以内	88,300円	90,600円 (+ 2,300円)	1.03倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	156,000円	160,000円 (+ 4,000円)	1.03倍
			5,000㎡超 10,000㎡以内	212,000円	218,000円 (+ 6,000円)	1.03倍
			10,000㎡超 25,000㎡以内	258,000円	265,000円 (+ 7,000円)	1.03倍
			25,000㎡超	307,000円	316,000円 (+ 9,000円)	1.03倍

条例名	項目				現行料金	新料金（改定額）	改定率
		5 3及び4に掲げる場合以外の住宅以外の用途に供する一の建築物について判定若しくは書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合		床面積が300㎡以内	10,700円	10,900円（+ 200円）	1.02倍
				300㎡超 1,000㎡以内	18,800円	19,200円（+ 400円）	1.02倍
				1,000㎡超 2,000㎡以内	30,400円	31,200円（+ 800円）	1.03倍
				2,000㎡超 5,000㎡以内	91,000円	93,500円（+ 2,500円）	1.03倍
				5,000㎡超 10,000㎡以内	144,000円	148,000円（+ 4,000円）	1.03倍
				10,000㎡超 25,000㎡以内	182,000円	186,000円（+ 4,000円）	1.02倍
				25,000㎡超	227,000円	233,000円（+ 6,000円）	1.03倍
	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合	(1) (2)に掲げる場合以外の場合	床面積が200㎡以内	33,800円	36,600円（+ 2,800円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	7,010円	7,680円（+ 670円）	1.10倍
				200㎡超	38,200円	41,300円（+ 3,100円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	7,010円	7,680円（+ 670円）	1.10倍
			(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	床面積が200㎡以内	17,100円	18,100円（+ 1,000円）	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	7,010円	7,680円（+ 670円）	1.10倍
				200㎡超	18,500円	19,700円（+ 1,200円）	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	7,010円	7,680円（+ 670円）	1.10倍
		2 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上 4戸以内	65,700円	71,200円（+ 5,500円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	10,600円	11,600円（+ 1,000円）	1.09倍
				5戸以上 15戸以内	109,000円	118,000円（+ 9,000円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	22,600円	24,700円（+ 2,100円）	1.09倍
				16戸以上 45戸以内	185,000円	201,000円（+ 16,000円）	1.09倍
				適合証の交付を受けた場合	50,200円	55,000円（+ 4,800円）	1.10倍
				46戸以上	264,000円	286,000円（+ 22,000円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	89,900円	98,300円（+ 8,400円）	1.09倍
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額	床面積が300㎡以内	65,500円	71,000円（+ 5,500円）	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	10,400円	11,400円（+ 1,000円）	1.10倍	
			300㎡超 2,000㎡以内	109,000円	118,000円（+ 9,000円）	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	22,400円	24,500円（+ 2,100円）	1.09倍	
			2,000㎡超 5,000㎡以内	185,000円	200,000円（+ 15,000円）	1.08倍	
適合証の交付を受けた場合			50,100円	54,800円（+ 4,700円）	1.09倍		
5,000㎡超			264,000円	286,000円（+ 22,000円）	1.08倍		
適合証の交付を受けた場合			89,700円	98,200円（+ 8,500円）	1.09倍		

条例名	項目			現行料金	新料金（改定額）	改定率
	3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の認定を申請する場合	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上 4戸以内	31,400円	33,300円（+ 1,900円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	10,600円	11,600円（+ 1,000円）	1.09倍
			5戸以上 15戸以内	54,200円	57,500円（+ 3,300円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	22,600円	24,700円（+ 2,100円）	1.09倍
			16戸以上 45戸以内	97,300円	103,000円（+ 5,700円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	50,200円	55,000円（+ 4,800円）	1.10倍
			46戸以上	146,000円	155,000円（+ 9,000円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	89,900円	98,300円（+ 8,400円）	1.09倍
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額	床面積が300㎡以内	31,200円	33,100円（+ 1,900円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	10,400円	11,400円（+ 1,000円）	1.10倍
			300㎡超 2,000㎡以内	54,000円	57,300円（+ 3,300円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	22,400円	24,500円（+ 2,100円）	1.09倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	97,100円	103,000円（+ 5,900円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	50,100円	54,800円（+ 4,700円）	1.09倍
			5,000㎡超	146,000円	155,000円（+ 9,000円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	89,700円	98,200円（+ 8,500円）	1.09倍
	4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	213,000円	231,000円（+ 18,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	10,200円	11,000円（+ 800円）	1.08倍	
		300㎡超 1,000㎡以内	292,000円	313,000円（+ 21,000円）	1.07倍	
		適合証の交付を受けた場合	18,300円	19,600円（+ 1,300円）	1.07倍	
		1,000㎡超 2,000㎡以内	373,000円	404,000円（+ 31,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	29,300円	31,800円（+ 2,500円）	1.09倍	
		2,000㎡超 5,000㎡以内	525,000円	569,000円（+ 44,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	87,800円	95,100円（+ 7,300円）	1.08倍	
		5,000㎡超 10,000㎡以内	642,000円	696,000円（+ 54,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	138,000円	150,000円（+ 12,000円）	1.09倍	
		10,000㎡超 25,000㎡以内	758,000円	821,000円（+ 63,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	175,000円	190,000円（+ 15,000円）	1.09倍	
		25,000㎡超	862,000円	933,000円（+ 71,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	219,000円	237,000円（+ 18,000円）	1.08倍	
		5 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	80,900円	87,600円（+ 6,700円）	1.08倍
			適合証の交付を受けた場合	10,200円	11,000円（+ 800円）	1.08倍
	300㎡超 1,000㎡以内		111,000円	119,000円（+ 8,000円）	1.07倍	
	適合証の交付を受けた場合		18,300円	19,600円（+ 1,300円）	1.07倍	
	1,000㎡超 2,000㎡以内		144,000円	156,000円（+ 12,000円）	1.08倍	
	適合証の交付を受けた場合		29,300円	31,800円（+ 2,500円）	1.09倍	
	2,000㎡超 5,000㎡以内		227,000円	246,000円（+ 19,000円）	1.08倍	

条例名	項目			現行料金	新料金（改定額）	改定率	
			適合証の交付を受けた場合	87,800円	95,100円（+ 7,300円）	1.08倍	
			5,000㎡超 10,000㎡以内	294,000円	318,000円（+ 24,000円）	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	138,000円	150,000円（+ 12,000円）	1.09倍	
			10,000㎡超 25,000㎡以内	352,000円	381,000円（+ 29,000円）	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	175,000円	190,000円（+ 15,000円）	1.09倍	
			25,000㎡超	411,000円	445,000円（+ 34,000円）	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	219,000円	237,000円（+ 18,000円）	1.08倍	
	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期についてのみ変更する場合			940円	1,020円（+ 80円）	1.09倍
		1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合	(1) (2)に掲げる場合以外の場合	床面積が200㎡以内	18,900円	20,500円（+ 1,600円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	5,540円	6,070円（+ 530円）	1.10倍
				200㎡超	21,100円	22,800円（+ 1,700円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	5,540円	6,070円（+ 530円）	1.10倍
			(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の変更の認定を申請する場合	床面積が200㎡以内	10,600円	11,300円（+ 700円）	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	5,540円	6,070円（+ 530円）	1.10倍
				200㎡超	11,300円	12,000円（+ 700円）	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	5,540円	6,070円（+ 530円）	1.10倍
		2 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上 4戸以内	36,800円	39,900円（+ 3,100円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	9,340円	10,200円（+ 860円）	1.09倍
				5戸以上 15戸以内	63,400円	68,700円（+ 5,300円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	19,900円	21,800円（+ 1,900円）	1.10倍
				16戸以上 45戸以内	112,000円	121,000円（+ 9,000円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	44,400円	48,600円（+ 4,200円）	1.09倍
				46戸以上	166,000円	180,000円（+ 14,000円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	79,400円	86,900円（+ 7,500円）	1.09倍
			住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額	床面積が300㎡以内	36,800円	39,800円（+ 3,000円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	9,260円	10,100円（+ 840円）	1.09倍
				300㎡超 2,000㎡以内	63,300円	68,600円（+ 5,300円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	19,800円	21,700円（+ 1,900円）	1.10倍
				2,000㎡超 5,000㎡以内	112,000円	121,000円（+ 9,000円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	44,300円	48,500円（+ 4,200円）	1.09倍
				5,000㎡超	166,000円	180,000円（+ 14,000円）	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	79,300円	86,800円（+ 7,500円）	1.09倍

条例名	項目			現行料金	新料金（改定額）	改定率
	3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上 4戸以内	19,800円	21,000円（+ 1,200円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	9,340円	10,200円（+ 860円）	1.09倍
			5戸以上 15戸以内	36,000円	38,200円（+ 2,200円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	19,900円	21,800円（+ 1,900円）	1.10倍
			16戸以上 45戸以内	68,500円	72,700円（+ 4,200円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	44,400円	48,600円（+ 4,200円）	1.09倍
			46戸以上	108,000円	115,000円（+ 7,000円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	79,400円	86,900円（+ 7,500円）	1.09倍
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額	床面積が300㎡以内	19,700円	20,900円（+ 1,200円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	9,260円	10,100円（+ 840円）	1.09倍
			300㎡超 2,000㎡以内	35,900円	38,100円（+ 2,200円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	19,800円	21,700円（+ 1,900円）	1.10倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	68,400円	72,600円（+ 4,200円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	44,300円	48,500円（+ 4,200円）	1.09倍
			5,000㎡超	108,000円	115,000円（+ 7,000円）	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	79,300円	86,800円（+ 7,500円）	1.09倍
	4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	110,000円	120,000円（+ 10,000円）	1.09倍	
		適合証の交付を受けた場合	9,160円	9,930円（+ 770円）	1.08倍	
		300㎡超 1,000㎡以内	153,000円	164,000円（+ 11,000円）	1.07倍	
		適合証の交付を受けた場合	16,300円	17,400円（+ 1,100円）	1.07倍	
		1,000㎡超 2,000㎡以内	198,000円	214,000円（+ 16,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	26,100円	28,300円（+ 2,200円）	1.08倍	
		2,000㎡超 5,000㎡以内	297,000円	321,000円（+ 24,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	78,400円	84,900円（+ 6,500円）	1.08倍	
		5,000㎡超 10,000㎡以内	376,000円	407,000円（+ 31,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	124,000円	134,000円（+ 10,000円）	1.08倍	
		10,000㎡超 25,000㎡以内	448,000円	485,000円（+ 37,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	156,000円	169,000円（+ 13,000円）	1.08倍	
		25,000㎡超	517,000円	560,000円（+ 43,000円）	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	195,000円	212,000円（+ 17,000円）	1.09倍	
		5 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	44,500円	48,200円（+ 3,700円）	1.08倍
			適合証の交付を受けた場合	9,160円	9,930円（+ 770円）	1.08倍
	300㎡超 1,000㎡以内		62,700円	67,200円（+ 4,500円）	1.07倍	
	適合証の交付を受けた場合		16,300円	17,400円（+ 1,100円）	1.07倍	
	1,000㎡超 2,000㎡以内		83,700円	90,600円（+ 6,900円）	1.08倍	
	適合証の交付を受けた場合		26,100円	28,300円（+ 2,200円）	1.08倍	
2,000㎡超 5,000㎡以内	148,000円		160,000円（+ 12,000円）	1.08倍		
適合証の交付を受けた場合	78,400円		84,900円（+ 6,500円）	1.08倍		
5,000㎡超 10,000㎡以内	201,000円	218,000円（+ 17,000円）	1.08倍			

条例名	項目			現行料金	新料金（改定額）	改定率
			適合証の交付を受けた場合	124,000円	134,000円（+ 10,000円）	1.08倍
			10,000㎡超 25,000㎡以内	245,000円	265,000円（+ 20,000円）	1.08倍
			適合証の交付を受けた場合	156,000円	169,000円（+ 13,000円）	1.08倍
			25,000㎡超	291,000円	316,000円（+ 25,000円）	1.09倍
			適合証の交付を受けた場合	195,000円	212,000円（+ 17,000円）	1.09倍
	優良住宅新築認定申請手数料	土地の面積が1,000㎡以上のもの	床面積の合計が100㎡以下	5,840円	6,320円（+ 480円）	1.08倍
			100㎡超 500㎡以内	8,160円	8,810円（+ 650円）	1.08倍
			500㎡超 2,000㎡以内	12,200円	13,100円（+ 900円）	1.07倍
			2,000㎡超 10,000㎡以内	32,700円	34,900円（+ 2,200円）	1.07倍
			10,000㎡超 50,000㎡以内	40,000円	42,700円（+ 2,700円）	1.07倍
			50,000㎡超	54,400円	58,000円（+ 3,600円）	1.07倍
		土地の面積が1,000㎡未満のもの	床面積の合計が100㎡以下	5,840円	6,320円（+ 480円）	1.08倍
			100㎡超 500㎡以内	8,160円	8,810円（+ 650円）	1.08倍
			500㎡超 2,000㎡以内	12,200円	13,100円（+ 900円）	1.07倍
			2,000㎡超 10,000㎡以内	32,700円	34,900円（+ 2,200円）	1.07倍
			10,000㎡超	40,000円	42,700円（+ 2,700円）	1.07倍
		特定民間再開発事業認定申請手数料		32,400円	34,900円（+ 2,500円）	1.08倍
		地区外転出事情認定申請手数料		23,500円	25,200円（+ 1,700円）	1.07倍
	消毒手数料	薬液消毒	基本	1,500円	1,560円（+ 60円）	1.04倍
			加算（3.3㎡当たり）	220円	280円（+ 60円）	1.27倍
		殺虫剤散布	基本	1,500円	1,560円（+ 60円）	1.04倍
			加算（3.3㎡当たり）	240円	280円（+ 40円）	1.17倍
		殺虫剤動力散布（ミスト）	基本	1,500円	1,560円（+ 60円）	1.04倍
			加算（3.3㎡当たり）	240円	280円（+ 40円）	1.17倍
		殺虫剤動力散布（フオーグ）	基本	1,500円	1,560円（+ 60円）	1.04倍
			加算（3.3㎡当たり）	240円	280円（+ 40円）	1.17倍
		便所消毒	基本	1,500円	1,560円（+ 60円）	1.04倍
			加算（1 か所当たり）	600円	630円（+ 30円）	1.05倍
		便槽殺蛆	基本	1,500円	1,560円（+ 60円）	1.04倍
			加算（1 か所当たり）	600円	630円（+ 30円）	1.05倍
	特定計量器 検査手数料	1 検出部が電気式のもの又は光電式 のものであってひょう量が1トン以下の 非自動はかり	ひょう量が100キログラム以下	1,600円	1,700円（+ 100円）	1.06倍
			ひょう量が250キログラム以下	2,100円	2,300円（+ 200円）	1.10倍
			ひょう量が500キログラム以下	2,200円	2,600円（+ 400円）	1.18倍
			ひょう量が500キログラム超	3,100円	3,800円（+ 700円）	1.23倍
		2 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがある非自動はかり		350円	350円（0円）	1.00倍
		3 1又は2に掲げるもの以外の非自動はかり	ひょう量が100キログラム以下	700円	700円（0円）	1.00倍
			ひょう量が250キログラム以下	1,100円	1,100円（0円）	1.00倍

条例名	項目			現行料金	新料金	(改定額)	改定率	
			ひょう量が500キログラム以下	1,500円	1,900円	(+ 400円)	1.27倍	
			ひょう量が1 トン以下	2,400円	2,900円	(+ 500円)	1.21倍	
			ひょう量が2 トン以下	3,700円	4,700円	(+ 1,000円)	1.27倍	
			ひょう量が5 トン以下	6,900円	8,400円	(+ 1,500円)	1.22倍	
			ひょう量が10トン以下	10,700円	11,600円	(+ 900円)	1.08倍	
			ひょう量が20トン以下	15,000円	16,600円	(+ 1,600円)	1.11倍	
			ひょう量が30トン以下	19,100円	21,100円	(+ 2,000円)	1.10倍	
			ひょう量が40トン以下	21,600円	23,300円	(+ 1,700円)	1.08倍	
			ひょう量が50トン以下	29,800円	32,300円	(+ 2,500円)	1.08倍	
			ひょう量が50トン超	51,200円	53,600円	(+ 2,400円)	1.05倍	
		4	1又は3に掲げる非自動はかりのうち、一の載せ台により計量することができるもので、ひょう量又は目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）が異なる2以上の計量範囲を有するもの	計量範囲が3を超え1増すごとに、最大ひょう量の1又は3に掲げる額の5割の額を加算した額			変更なし	－
5	分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり			10円	10円	(0円)	1.00倍	
適正計量管理事業所検査手数料			7,400円	7,500円	(+ 100円)	1.01倍		
旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例	寿バスカード再交付手数料			400円	440円	(+ 40円)	1.10倍	
旭川市保健所条例	水	一般細菌試験		1,810円	2,010円	(+ 200円)	1.11倍	
		大腸菌・大腸菌群試験		2,100円	2,310円	(+ 210円)	1.10倍	
		その他の細菌試験		10,100円	14,000円	(+ 3,900円)	1.39倍	
		化学試験		6,190円	9,280円	(+ 3,090円)	1.50倍	
		化学的一成分試験	定性試験	1,800円	2,360円	(+ 560円)	1.31倍	
			定量試験	3,520円	5,280円	(+ 1,760円)	1.50倍	
		飲料水	簡易試験	5,750円	7,750円	(+ 2,000円)	1.35倍	
			一般試験	7,000円	10,500円	(+ 3,500円)	1.50倍	
		水道水試験		12,400円	18,600円	(+ 6,200円)	1.50倍	
		簡易専用水道検査	一般検査	16,900円	廃止		－	
			簡易検査	3,040円	廃止		－	
		飲用以外の生活用水試験		5,650円	8,470円	(+ 2,820円)	1.50倍	
		汚水水質試験		22,800円	24,600円	(+ 1,800円)	1.08倍	
		微量元素試験		13,300円	19,900円	(+ 6,600円)	1.50倍	
		微量物質試験	ガスクロマトグラフ法による試験（4成分まで）		21,900円	22,800円	(+ 900円)	1.04倍
			1成分増すごとに加算する額		5,950円	6,210円	(+ 260円)	1.04倍
			ガスクロマトグラフ質量分析装置法による試験		29,000円	33,300円	(+ 4,300円)	1.15倍
			1成分増すごとに加算する額		5,950円	6,210円	(+ 260円)	1.04倍

条例名	項目			現行料金	新料金（改定額）	改定率	
	食品及び添加物	細菌試験	一般細菌・大腸菌・大腸菌群試験		2,610円	3,660円（+ 1,050円）	1.40倍
			その他の細菌試験		5,140円	6,210円（+ 1,070円）	1.21倍
		エンテロトキシン試験		12,300円	12,900円（+ 600円）	1.05倍	
		理化学試験	添加物試験		14,500円	21,700円（+ 7,200円）	1.50倍
			1 項目増すごとに加算する額		2,090円	3,130円（+ 1,040円）	1.50倍
			重金属等試験		13,800円	14,200円（+ 400円）	1.03倍
			1 項目増すごとに加算する額		2,410円	2,580円（+ 170円）	1.07倍
			残留農薬試験		34,000円	42,500円（+ 8,500円）	1.25倍
			1 項目増すごとに加算する額		4,570円	6,850円（+ 2,280円）	1.50倍
			その他の理化学試験		7,630円	10,400円（+ 2,770円）	1.36倍
			1 項目増すごとに加算する額		3,360円	3,940円（+ 580円）	1.17倍
	容器包装及びおもちゃ	細菌試験	一般細菌・大腸菌・大腸菌群試験		2,610円	2,940円（+ 330円）	1.13倍
			その他の細菌試験		5,230円	6,720円（+ 1,490円）	1.28倍
		理化学試験	重金属等試験		9,930円	14,800円（+ 4,870円）	1.49倍
			1 項目増すごとに加算する額		3,360円	5,040円（+ 1,680円）	1.50倍
			その他の理化学試験	簡易なもの	2,870円	3,370円（+ 500円）	1.17倍
				1 項目増すごとに加算する額	910円	1,360円（+ 450円）	1.49倍
				複雑なもの	7,060円	7,430円（+ 370円）	1.05倍
	1 項目増すごとに加算する額	3,360円	5,040円（+ 1,680円）	1.50倍			
	洗浄剤	理化学試験	重金属等試験		14,900円	15,000円（+ 100円）	1.01倍
1 項目増すごとに加算する額			3,360円	5,040円（+ 1,680円）	1.50倍		
その他の理化学試験			簡易なもの	2,270円	3,400円（+ 1,130円）	1.50倍	
			1 項目増すごとに加算する額	870円	1,300円（+ 430円）	1.49倍	
			複雑なもの	7,890円	8,380円（+ 490円）	1.06倍	
			1 項目増すごとに加算する額	3,360円	5,040円（+ 1,680円）	1.50倍	
家庭用品	定性試験			2,280円	3,420円（+ 1,140円）	1.50倍	
	定量分析	簡易なもの		8,680円	9,330円（+ 650円）	1.07倍	
		複雑なもの		13,500円	14,400円（+ 900円）	1.07倍	
		特殊なもの		28,200円	29,700円（+ 1,500円）	1.05倍	
	物理学的試験			2,950円	3,200円（+ 250円）	1.08倍	
室内空気中化学物質	ホルムアルデヒド定量試験			16,200円	19,200円（+ 3,000円）	1.19倍	
	1 測定地点を増すごとに加算する額			4,140円	6,210円（+ 2,070円）	1.50倍	
	揮発性有機化合物定量試験（ホルムアルデヒド定量試験以外のものに限る。）			24,200円	34,500円（+ 10,300円）	1.43倍	
	1 測定地点を増すごとに加算する額			7,620円	11,400円（+ 3,780円）	1.50倍	

条例名	項目		現行料金	新料金（改定額）	改定率
		1 測定地点につき試験成分が3成分を超える場合には1成分（複数の測定地点につき試験成分が3成分を超える場合にあっては、当該試験成分が最も多い測定地点（当該地点が複数あるときは、そのうちの1地点）につき1成分）を増すごとに加算する額	2,000円	2,310円（+ 310円）	1.16倍
	放射性物質	放射能核種試験	21,400円	廃止	－
	文書	診断書	1,480円	1,580円（+ 100円）	1.07倍
旭川市死体解剖保存法施行条例	死体保存許可申請手数料		3,460円	3,740円（+ 280円）	1.08倍
旭川市公衆浴場法施行条例	公衆浴場営業許可申請手数料		23,100円	26,700円（+ 3,600円）	1.16倍
旭川市温泉法施行条例	温泉利用許可申請手数料		26,800円	33,600円（+ 6,800円）	1.25倍
	温泉利用許可の地位承継の承認申請手数料		7,070円	8,330円（+ 1,260円）	1.18倍
旭川市旅館業法施行条例	旅館・ホテル営業許可申請手数料		21,700円	25,700円（+ 4,000円）	1.18倍
	簡易宿所営業許可申請手数料		18,500円	21,200円（+ 2,700円）	1.15倍
	下宿営業許可申請手数料		18,500円	21,200円（+ 2,700円）	1.15倍
	旅館業許可の地位承継の承認申請手数料		7,070円	8,330円（+ 1,260円）	1.18倍
旭川市興行場法施行条例	臨時興行場営業許可申請手数料		8,330円	9,970円（+ 1,640円）	1.20倍
	仮設興行場営業許可申請手数料		8,330円	9,970円（+ 1,640円）	1.20倍
	常設興行場営業許可申請手数料		17,600円	19,400円（+ 1,800円）	1.10倍
旭川市理容師法施行条例	理容所使用前確認検査審査手数料		16,400円	18,400円（+ 2,000円）	1.12倍
旭川市美容師法施行条例	美容所使用前確認検査審査手数料		16,400円	18,400円（+ 2,000円）	1.12倍
旭川市クリーニング業法施行条例	クリーニング所使用前確認検査審査手数料		16,100円	18,200円（+ 2,100円）	1.13倍
旭川市化製場等に関する法律施行条例	化製場設置許可申請手数料		26,000円	30,300円（+ 4,300円）	1.17倍
	死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料		17,900円	19,500円（+ 1,600円）	1.09倍
	製造又は貯蔵の施設設置許可申請手数料		17,900円	19,500円（+ 1,600円）	1.09倍
	動物の飼養又は収容許可申請手数料		10,600円	11,700円（+ 1,100円）	1.10倍
旭川市と畜場法施行条例	一般と畜場設置許可申請手数料		18,800円	28,200円（+ 9,400円）	1.50倍
	簡易と畜場設置許可申請手数料		8,270円	12,400円（+ 4,130円）	1.50倍
旭川市食品衛生法施行条例	飲食店営業許可申請手数料	新規	18,200円	21,100円（+ 2,900円）	1.16倍
		更新	14,600円	17,100円（+ 2,500円）	1.17倍
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	新規	11,600円	13,700円（+ 2,100円）	1.18倍
		更新	10,100円	12,100円（+ 2,000円）	1.20倍
	食肉販売業許可申請手数料	新規	11,600円	13,700円（+ 2,100円）	1.18倍
		更新	10,100円	12,100円（+ 2,000円）	1.20倍
	魚介類販売業許可申請手数料	新規	11,600円	13,700円（+ 2,100円）	1.18倍
		更新	10,100円	12,100円（+ 2,000円）	1.20倍
	魚介類競り売り営業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	集乳業許可申請手数料	新規	11,600円	13,700円（+ 2,100円）	1.18倍
		更新	10,100円	12,100円（+ 2,000円）	1.20倍

条例名	項目		現行料金	新料金（改定額）	改定率
	乳処理業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	食肉処理業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	食品の放射線照射業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	菓子製造業許可申請手数料	新規	16,300円	19,000円（+ 2,700円）	1.17倍
		更新	13,300円	15,600円（+ 2,300円）	1.17倍
	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	新規	16,300円	19,000円（+ 2,700円）	1.17倍
		更新	13,300円	15,600円（+ 2,300円）	1.17倍
	乳製品製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	清涼飲料水製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	食肉製品製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	水産製品製造業許可申請手数料	新規	18,200円	21,100円（+ 2,900円）	1.16倍
		更新	14,600円	17,100円（+ 2,500円）	1.17倍
	冰雪製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	液卵製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	食用油脂製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	新規	18,200円	21,100円（+ 2,900円）	1.16倍
		更新	14,600円	17,100円（+ 2,500円）	1.17倍
	酒類製造業許可申請手数料	新規	18,200円	21,100円（+ 2,900円）	1.16倍
		更新	14,600円	17,100円（+ 2,500円）	1.17倍
	豆腐製造業許可申請手数料	新規	16,300円	19,000円（+ 2,700円）	1.17倍
		更新	13,300円	15,600円（+ 2,300円）	1.17倍
	納豆製造業許可申請手数料	新規	16,300円	19,000円（+ 2,700円）	1.17倍
		更新	13,300円	15,600円（+ 2,300円）	1.17倍
	麺類製造業許可申請手数料	新規	16,300円	19,000円（+ 2,700円）	1.17倍
		更新	13,300円	15,600円（+ 2,300円）	1.17倍

条例名	項目		現行料金	新料金（改定額）	改定率
	そうざい製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	複合型そうざい製造業許可申請手数料	新規	32,700円	37,300円（+ 4,600円）	1.14倍
		更新	25,800円	29,800円（+ 4,000円）	1.16倍
	冷凍食品製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	新規	32,700円	37,300円（+ 4,600円）	1.14倍
		更新	25,800円	29,800円（+ 4,000円）	1.16倍
	漬物製造業許可申請手数料	新規	16,300円	19,000円（+ 2,700円）	1.17倍
		更新	13,300円	15,600円（+ 2,300円）	1.17倍
	密封包装食品製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
	食品の小分け業許可申請手数料	新規	16,300円	19,000円（+ 2,700円）	1.17倍
		更新	13,300円	15,600円（+ 2,300円）	1.17倍
	添加物製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円（+ 3,700円）	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円（+ 3,200円）	1.17倍
旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例	食鳥処理事業許可申請手数料		17,200円	25,800円（+ 8,600円）	1.50倍
	食鳥処理場の構造又は設備の変更許可申請手数料		7,450円	11,100円（+ 3,650円）	1.49倍
	確認規程の認定申請手数料		6,250円	8,760円（+ 2,510円）	1.40倍
	確認規程の変更認定申請手数料		3,880円	5,820円（+ 1,940円）	1.50倍
旭川市医療法施行条例	診療所開設許可申請手数料		20,900円	22,500円（+ 1,600円）	1.08倍
	助産所開設許可申請手数料		11,800円	12,600円（+ 800円）	1.07倍
	診療所の検査手数料	一部変更の検査	13,500円	14,300円（+ 800円）	1.06倍
		その他の検査	23,100円	24,600円（+ 1,500円）	1.06倍
	助産所の検査手数料	一部変更の検査	8,940円	9,370円（+ 430円）	1.05倍
		その他の検査	17,000円	18,000円（+ 1,000円）	1.06倍
旭川市臨床検査技師等に関する法律施行条例	衛生検査所登録申請手数料		75,200円	80,600円（+ 5,400円）	1.07倍
	衛生検査所登録変更申請手数料		57,600円	61,700円（+ 4,100円）	1.07倍
	衛生検査所登録証明書書換え交付申請手数料		8,350円	8,810円（+ 460円）	1.06倍
	衛生検査所登録証明書再交付申請手数料		8,350円	8,810円（+ 460円）	1.06倍
旭川市毒物及び劇物取締法施行条例	毒物及び劇物の販売業の登録申請手数料		14,200円	15,400円（+ 1,200円）	1.08倍
	毒物又は劇物の販売業の更新登録申請手数料		7,060円	7,660円（+ 600円）	1.08倍
	毒物又は劇物の販売業登録票書換え交付申請手数料		2,500円	2,840円（+ 340円）	1.14倍
	毒物又は劇物の販売業登録票再交付申請手数料		3,480円	3,900円（+ 420円）	1.12倍
旭川市動物の愛護及び管理に関する条例	所有者からの犬又は猫の引取り	生後91日以上	2,140円	2,490円（+ 350円）	1.16倍
		生後91日未満	450円	670円（+ 220円）	1.49倍

条例名	項目					現行料金	新料金	(改定額)	改定率
	所有者以外から引き取った犬又は猫		返還			1,450円	2,170円	(+ 720円)	1.50倍
			保管（一泊）			820円	1,230円	(+ 410円)	1.50倍
	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	し尿処理手数料	仮設トイレ以外		50リットル当たり（50リットル未満は50リットルとし、50リットルを超える場合は50リットル未満の端数を切り捨てる。）	450円	670円	(+ 220円)	1.49倍
仮設トイレ			550リットル未満	600円		一律	(+ 300円)	1.50倍	
			550リットル以上	450円		900円	—	—	
			加算する額	収集 1 回につき		1,500円			
ごみ処理手数料		1 家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集、運搬及び処分するとき。	(1) 5 リットル用			10円	15円	(+ 5円)	1.50倍
			(2) 10リットル用			20円	30円	(+ 10円)	1.50倍
			(3) 20リットル用			40円	60円	(+ 20円)	1.50倍
			(4) 30リットル用			60円	90円	(+ 30円)	1.50倍
			(5) 40リットル用			80円	120円	(+ 40円)	1.50倍
			規則で定める指定ごみ袋により排出することが適当でないと認められる場合にあっては、規則で定める 1 単位につき			80円	120円	(+ 40円)	1.50倍
	2 家庭廃棄物のうち規則で定める粗大ごみを収集、運搬及び処分するとき。				300円	450円	(+ 150円)	1.50倍	
					650円	970円	(+ 320円)	1.49倍	
3 家庭廃棄物のうち規則で定める特定家庭用機器の粗大ごみを収集及び運搬するとき。					2,800円	2,800円	(0円)	1.00倍	
ごみ埋立処分手数料（一般廃棄物を処分するとき。）					10キログラムまでごとに	156円	234円	(+ 78円)	1.50倍
ごみ焼却処分手数料（事業系一般廃棄物を処分するとき。）					10キログラムまでごとに	83円	111円	(+ 28円)	1.34倍
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料						16,000円	16,000円	(0円)	1.00倍
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料						13,000円	13,000円	(0円)	1.00倍
一般廃棄物処分業許可申請手数料						16,000円	22,300円	(+ 6,300円)	1.39倍
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料						13,000円	17,300円	(+ 4,300円)	1.33倍
一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料						16,000円	16,000円	(0円)	1.00倍
一般廃棄物処分業変更許可申請手数料						16,000円	20,700円	(+ 4,700円)	1.29倍
一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料				法8-4規定施設		131,000円	132,000円	(+ 1,000円)	1.01倍
				その他		111,000円	111,000円	(0円)	1.00倍
一般廃棄物処理施設定期検査手数料						31,000円	32,700円	(+ 1,700円)	1.05倍
一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料				法8-4規定施設		121,000円	122,000円	(+ 1,000円)	1.01倍
				その他		101,000円	102,000円	(+ 1,000円)	1.01倍
一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料						28,000円	31,400円	(+ 3,400円)	1.12倍
一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料						18,000円	21,100円	(+ 3,100円)	1.17倍
一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料						68,000円	70,400円	(+ 2,400円)	1.04倍
一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料						68,000円	70,400円	(+ 2,400円)	1.04倍
産業廃棄物処理施設定期検査手数料						31,000円	32,700円	(+ 1,700円)	1.05倍
産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料						28,000円	31,400円	(+ 3,400円)	1.12倍
産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料						18,000円	21,100円	(+ 3,100円)	1.17倍
産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料						68,000円	70,400円	(+ 2,400円)	1.04倍
産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料						68,000円	70,400円	(+ 2,400円)	1.04倍

条例名	項目			現行料金	新料金（改定額）	改定率
旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例	浄化槽保守点検業登録申請手数料			30,000円	32,300円（+ 2,300円）	1.08倍
	浄化槽保守点検業更新登録申請手数料			30,000円	32,300円（+ 2,300円）	1.08倍
	浄化槽清掃業許可申請手数料			10,000円	10,800円（+ 800円）	1.08倍
旭川市工芸センター条例	材料試験	強度試験	5 試料まで	910円	1,360円（+ 450円）	1.49倍
		含水率測定試験	1 条件 5 試料まで	550円	820円（+ 270円）	1.49倍
		吸水試験	1 条件 1 試料	490円	730円（+ 240円）	1.49倍
		乾燥試験	1 条件 1 試料	310円	460円（+ 150円）	1.48倍
	製品試験	繰返し衝撃荷重試験	1 条件 1 試料4,000回ごと	2,640円	3,960円（+ 1,320円）	1.50倍
		静的強度試験	1 条件 1 試料	1,240円	1,860円（+ 620円）	1.50倍
		衝撃試験	1 条件 1 試料	1,240円	1,860円（+ 620円）	1.50倍
		耐久性試験	1 条件 1 試料12,500回ごと	5,520円	7,030円（+ 1,510円）	1.27倍
	環境試験	恒温恒湿処理試験（大）	5 試料まで 1 日	2,560円	3,840円（+ 1,280円）	1.50倍
		恒温恒湿処理試験（小）	5 試料まで 1 日	2,500円	3,750円（+ 1,250円）	1.50倍
		恒温水槽試験	5 試料まで 1 日	450円	670円（+ 220円）	1.49倍
	接着・塗膜試験	接着力試験	1 条件 5 試料まで	910円	1,360円（+ 450円）	1.49倍
		塗膜強度試験	1 条件 5 試料まで	400円	600円（+ 200円）	1.50倍
		耐摩耗試験	1 条件 1 試料5,000回ごと	420円	630円（+ 210円）	1.50倍
	窯業試験	強度試験	1 試料	790円	廃止	－
	その他の業務			32,400円以内	廃止	－
旭川市工業技術センター条例	材料試験	引張試験		2,040円	2,800円（+ 760円）	1.37倍
		曲げ試験		2,330円	3,290円（+ 960円）	1.41倍
		せん断試験		2,040円	2,980円（+ 940円）	1.46倍
		圧縮試験		2,380円	2,760円（+ 380円）	1.16倍
		破壊試験		2,900円	3,290円（+ 390円）	1.13倍
		偏平試験		2,900円	3,290円（+ 390円）	1.13倍
		荷重試験		2,900円	3,910円（+ 1,010円）	1.35倍
		マクロ組織試験		3,410円	4,080円（+ 670円）	1.20倍
	測定・計測試験	寸法精度測定0.1mm以上		1,090円	1,630円（+ 540円）	1.50倍
		寸法精度測定0.01mm以上		1,670円	1,930円（+ 260円）	1.16倍
		粗さ測定		2,250円	2,870円（+ 620円）	1.28倍
		膜厚試験		760円	1,140円（+ 380円）	1.50倍
	交付手数料	成績書謄本		460円	690円（+ 230円）	1.50倍
旭川市農業センター条例	土壌診断	一般分析		700円	1,050円（+ 350円）	1.50倍
		総合分析		1,170円	1,750円（+ 580円）	1.50倍
旭川市営牧場条例	授精牛捕獲手数料	使用期間中 1 頭につき		2,210円	3,030円（+ 820円）	1.37倍

条例名	項目			現行料金	新料金	(改定額)	改定率	
旭川市屋外広告物条例	屋外広告物 許可申請手 数料	固定広告物（地上広告物，屋上広告物 及び壁面広告物）	発光装置又は照明装置を有しないもの（表示面積 5 ㎡につき）	1,000円	1,420円	(+ 420円)	1.42倍	
			発光装置又は照明装置を有するもの（表示面積 5 ㎡ につき）	1,380円	1,810円	(+ 430円)	1.31倍	
		簡易広告物	はり紙（50枚につき）	300円	450円	(+ 150円)	1.50倍	
			はり札（1枚につき）	220円	330円	(+ 110円)	1.50倍	
			立看板（1枚につき）	910円	1,290円	(+ 380円)	1.42倍	
			アドバルーン広告物（1個につき）	1,700円	1,890円	(+ 190円)	1.11倍	
			広告幕・広告網・のぼり・旗（1枚につき）	650円	860円	(+ 210円)	1.32倍	
			電柱広告物（1個につき）	300円	450円	(+ 150円)	1.50倍	
			移動広告物	広告車（1台につき）	1,910円	2,550円	(+ 640円)	1.34倍
				車体利用広告物（1台につき）	1,810円	2,110円	(+ 300円)	1.17倍
	屋外広告業登録及び更新申請手数料			9,420円	10,200円	(+ 780円)	1.08倍	
	屋外広告業登録事項証明書交付手数料			200円	240円	(+ 40円)	1.20倍	
屋外広告物講習会受講申込手数料			3,010円	3,320円	(+ 310円)	1.10倍		
旭川市自転車の放置の防止に関する条例	返還手数料	自転車	道路その他の公共の場所	1,500円	2,250円	(+ 750円)	1.50倍	
旭川市駐輪場条例	返還手数料	自転車	駐輪場（駅前広場・駅高架下）	1,500円	2,250円	(+ 750円)	1.50倍	
		原動機付自転車	駐輪場（駅前広場・駅高架下）	3,000円	4,500円	(+ 1,500円)	1.50倍	
旭川市消防手数料条例	指定数量未満の危険物又は指定可燃物のタンク検査	水張検査	容量10,000L以下		6,000円	6,000円	(0円)	1.00倍
			容量10,000L超 1,000,000L以下		11,000円	11,000円	(0円)	1.00倍
			容量1,000,000L超 2,000,000L以下		15,000円	15,000円	(0円)	1.00倍
			容量2,000,000L超	15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットル に満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額		変更なし		－
		水圧検査	容量600L以下		6,000円	6,000円	(0円)	1.00倍
			容量600L超 10,000L以下		11,000円	11,000円	(0円)	1.00倍
			容量10,000L超 20,000L以下		15,000円	15,000円	(0円)	1.00倍
			容量20,000L超	15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満 たない端数を増すごとに4,400円を加えた額		変更なし		－
	甲種防火管理講習	新規講習			3,000円	3,200円	(+ 200円)	1.07倍
		再講習			1,500円	1,500円	(0円)	1.00倍
	乙種防火管理講習				2,000円	2,400円	(+ 400円)	1.20倍
	防災管理	新規講習			2,000円	2,600円	(+ 600円)	1.30倍
		再講習			1,500円	1,500円	(0円)	1.00倍
	甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習				3,000円	3,200円	(+ 200円)	1.07倍
	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習				1,500円	1,500円	(0円)	1.00倍
	講習の修了証及び消防庁長官が定める者となるための講習の修了証の再交付				500円	500円	(0円)	1.00倍

条例名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率
	危険物製造所等の許可書 等の再交付	完成検査済証		500円	500円 (0円)	1.00倍
		設置許可書		500円	500円 (0円)	1.00倍
		危険物タンク検査済証		500円	500円 (0円)	1.00倍
	その他の証明書の交付（災害に関する証明を除く。）			200円	250円 (+ 50円)	1.25倍
旭川市農業委員会事務処理手数料条例	証明手数料	現地目証明に関するもの	1 件 1 筆につき	1,500円	2,250円 (+ 750円)	1.50倍
			1 件につき 1 筆を加えるごとに	400円	430円 (+ 30円)	1.08倍
		申請又は届出の受理証明に関するもの	1 件につき	450円	670円 (+ 220円)	1.49倍
			その他のもの	1 件につき	450円	670円 (+ 220円)
	その他の手数料（文書の謄本又は抄本の交付）		1 枚につき	450円	500円 (+ 50円)	1.11倍